

科学研究費補助金による
購入設備等の寄付について

科学研究費補助金による購入設備は、交付決定時の補助条件により、下記条文が適用になりますから購入後直ちに別紙、基本財産寄付届を添えて本学の担当部課へ寄付して下さい。

図書 は、**附属図書館・図書館事務課**
機器設備 は、**教務課**

科学研究費補助金取扱規程

- 第 3 条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げるものに交付するものとする。
- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）で、研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。以下この条において同じ。）が一人で行うもの又は研究者二人以上が同一の研究課題について共同して行うもの（以下「科学研究」という。）
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行うもの（以下「研究成果の公開」という。）
 - 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業
- 2～7 略
- 第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る科学研究費補助金（前条第 2 項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。
- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
 - 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者
- 第 16 条 第 4 条第 1 号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。
- 2 第 4 条第 1 号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。